
*
* 令和 5 年度 第 8 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和5年度 第8回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和5年11月10日 午後 1時30分 招集
2. 令和5年11月10日 午後 1時25分 開会
3. 令和5年11月10日 午後 2時28分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	清 水 健 治	欠	11	中 曾 浩 徳	出	1	山 川 光 男	出
2	三 村 憲 市	出	12	藤 本 久 也	〃	2	西 村 匡 弘	欠
3	福 武 政 夫	〃	13	惣 田 敏 郎	〃	3	小見山 力信	出
4	前 崎 輝 之	〃	14	田 平 太 郎	〃	4	河 原 里 美	〃
5	渡 邊 佳 明	〃	15	伊 達千鶴子	〃	5	平 松 伸 行	〃
6	小 野 貫 治	〃	16	綱 島 謙 一	〃	6	山 元 憲 民	〃
7	小 物 博 子	〃	17	瀬戸川伸 行	〃	7	野 村 幸 市	〃
8	小 野 昌 道	〃	18	土 岐 康 夫	〃			
9	佐 藤 俊 二	〃	19	小 西 雅 己	〃			
10	佐々木祥 夫	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
局 長 次 長 書	田 中 博 中 藤 宏 和 藤代 晋太郎	係 長	田 村 直 之		

7		本日の会議に付した議題とその結果			
		議案番号	件 名	結 果	
		第30号	農地法第3条の規定による許可申請について	8件	許 可
		第31号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件	許 可
		第32号	農地法第5条の規定による許可申請について	5件	許 可
		第33号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による		
			農用地利用集積計画の決定について	4件	決 定
8		署 名 委 員			
			9番	佐 藤 俊 二	
			10番	佐々木 祥 夫	
9		議 事 の 内 容			
		令和5年度 第8回高梁市農業委員会総会会議録			
		令和5年11月10日（金） 高梁市役所 3階大会議室			

議 長	それでは、本日の出席委員は、農業委員 18 名、推進委員 6 名です。過半数以上の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和 5 年度第 8 回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。9 番佐藤委員と 10 番佐々木委員を指名いたします。 それでは、議事に入ります。「議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。43 番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第 30 号 43 番朗読説明 － 43 番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、川上町地頭字上ケ市 2879 地目は畑面積は 1,303 m²です。譲受人の通作距離は 100 m 以内、耕作面積は 3,558 m²、家族 1 人中耕作人は 1 人、対価は無償です。この案件につきましては、譲渡人が自分で管理できないため、話し合いで家が対象農地の隣の譲受人に贈与することになったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、11 月 1 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、4 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 前崎委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
議 長	譲受人が既に管理されており、果樹も植えられていました。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。43 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、43 番については許可とすることに決定しました。
中藤次長	次に 44 番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第 30 号 44 番朗読説明 － 44 番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田については、川上町領家字荒神前 1451－1、1 筆で面積は 216 m²です。畑については、川上町領家字乗元外 1416－4 外 3 筆面積は 4 筆で 740 m²、合計 5 筆で 956 m²です。譲受人の通作距離は 100 m 以内、耕作面積は 3,842 m²、家族 4 人中耕作人は 3 人、対価は 10 アール当たり 36 万 8 千円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、11 月 1 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 田平委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
議 長	綺麗に管理されていきました。特に問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
	（「なし」と呼ぶ者あり。）

議 長	なしとの声がありました。４４番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、４４番については許可とすることに決定しました。 次に４５番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第３０号４５番朗読説明 － ４５番は、譲受人が、譲渡人から、空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、津川町今津字升岩外９６－１外５筆地目は畑面積は６筆で３，２５５㎡です。譲受人の通作距離は、３３km以内、耕作面積は０㎡、営農計画書を提出していただいています。家族５人中耕作人は１人、対価は１０アール当り３３万８千円です。備考欄に記載しておりますが、取得する空き家の住所は津川町今津１６６－２です。この案件につきましては、取得した空き家には移住せず、別荘的な利用となるということであり、通作距離については現在の自宅からとしています。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、１０月３１日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、６ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
小野昌道委員	現地は休耕されていました。問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。４５番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、４５番については許可とすることに決定しました。 次に４６番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第３０号４６番朗読説明 － ４６番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田については、川上町領家字オノ元２４４０－１１筆で面積は２，５７３㎡です。畑については、川上町領家字藪路２１９０外１筆面積は２筆で９３１㎡、合計３筆で３，５０４㎡です。譲受人の通作距離は、４０km以内、耕作面積は０㎡、営農計画書を提出いただいております。家族３人中耕作人は３人、対価は無償です。この案件につきましては、譲受人と譲渡人は兄弟であり、譲渡人が市外へ転出して耕作を継続する意志がないため、譲受人に贈与するものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、１１月１日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、７ページ及び８ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
田平委員	畑は管理されており、田は耕作中でした。問題ないと思います。

議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。４６番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、４６番については許可とすることに決定しました。 次に４７番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第３０号４７番朗読説明 － ４７番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田については、松原町松岡字松岡東外１７５－１外２筆面積は３筆で２，６６２㎡です。畑については、松原町松岡字下川内外１８３－１外６筆面積は７筆で５，４１１㎡、合計１０筆で８，０７３㎡です。譲受人の通作距離は、６０km以内、耕作従事者は全２名、対価は１０アール当たり１５万円です。この案件につきましては、申請農地の所有者であった深本修氏に相続人がなく、岡山家庭裁判所により相続財産管理人が選任され、その選任された相続財産管理人が農地の引き受け手を探していたところ、譲受人となった株式会社自然と暮らす農園との交渉が成立し、所有権移転の申請がなされたものです。なお、この法人は赤磐市で桃や葡萄の栽培・販売を主に行っており、この度松原町松岡で取得する農地については、さつまいもやニンニクを栽培する計画となっております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、１１月１日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、９ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 一か所、近隣の方が耕作されている農地がありましたが、管財人の方から話をしているとのことでした。特に問題ないと思います。
議 長 佐々木委員	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。４７番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、４７番については許可とすることに決定しました。 次は関連がありますので、４８番及び４９番並びに議案第３２号４２番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第３０号４８番及び４９番並びに議案第３２号４２案朗読説明 － ４８番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田については、松原町神原字宮地道ノ下７３２－２面積は９８８㎡です。畑については、松原町神原字宮地道ノ下７３２－１面積は９３３㎡、合計２筆で１，９２１㎡です。譲受人の通作距離は、７１５km以内、耕作人は耕作従事者１２名、対価は１０アール当たり１５万６千円です。この案件につきましては、法人が農地を取得する場合には、農地所有適格法人でなければなりません、青梅市に提出されている農地所有適格法人報告書により確認しております。また、取得した農地の耕作については、柿の栽培を計画されており、苗の植え付けは、来年の３月から４月を予定されており、それまでは耕起や草刈りで準備を行い、植え付け後は、草刈を年５回から８回程度、

	施肥は年２回、消毒は年１回を予定しており、収穫が始まる４年後までは、農業従事日数は年間９６日程度を想定されています。通作は、東京から通作し、通作時に農機具も持参することを基本としますが、徳島県三好市に設置された営業所に設置している農機具も使用することも計画しているとのこと。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 ４９番は、譲受人が、同様の設定人と同農地に区分地上権を設定する案件です。設定期間は一時転用期間と同様の１０年間です。この案件につきましては、先ほど説明しましたように実際は所有権移転後の農地所有適格法人与設定をするものですが、申請手続上、このような申請となっております。なお、実際に契約を締結する農地所有適格法人の設置承諾書もいただいております。 議案第３２条４２番は、転用者と譲渡人、申請農地は同様で、転用面積は１，９２１㎡の内０．４８㎡、転用目的は、営農型太陽光発電施設設置、賃借料は年３万円、施設の概要としては、１号柱１本、支線１本、太陽光パネル１４６枚、支柱８８本、発電量４９.５０キロワットで、資金調達方法は自己資金１，１６８万４千円です。一時転用でありますので、賃貸借権の設定を行い、設定期間につきましては、農地所有適格法人が認定農業者でありますので、１０年間となります。なお、この案件については、１１月１日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、１０ページ及び１１ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 佐々木委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 近隣の方には挨拶をされており、誓約書の提出もあるので、大丈夫だと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。４８番及び４９番並びに議案第３２号４２番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、４８番及び４９番並びに議案第３２号４２番については許可とすることに決定しました。 次に５０番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第３０号５０番朗読説明 － ５０番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、有漢町有漢字平ノ前５３３２－１田１筆、８４４㎡です。譲受人の通作距離は、４００ｍ以内、耕作面積は３，４３０㎡、家族１人中耕作人は１人、対価は１０アール当たり２３万７千円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、１０月３１日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１２ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 河原委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 農地は管理されていまして。特に問題ないと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	

議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。) なしとの声がありました。５０番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、５０番については許可とすることに決定しました。
	続いて、「議案第３１号 農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。関連がありますので６番及び議案
中藤次長	３２号３９番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第３１号６番及び議案第３２号３９番朗読説明 －
	それぞれの議案を説明する前に２つの議案の関係について説明させていただきます。６番及び議案第３２号３９番は同じ農地が
	対象となっておりますが、所有権について、譲受人と譲渡人が持分２分の１をそれぞれ持っています。この度、譲受人が申請農地
	に植林を行うことになったため、自己所有持分の転用のための４条申請と、譲渡人所有持分を取得して転用するための５条の申請
	が提出されております。
	まず、６番について説明します。６番は、転用者が、申請農地に植林を行う案件です。申請農地は、備中町平川字日名ノ上エ外
	８３４８外１筆地目は畑面積は２筆で６２４㎡、この農地の農地区分は、第２種農地となります。施設の概要としては、檜５０本
	です。資金については自己資金３万円です。許可基準に沿って検討いたしましたが、信用については、過去に違反転用もなく、問
	題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の
	処分見込みについても、該当はありません。以上のことから、農地法第４条第６項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを
	満たしていると考えます。
	議案３２号３９番については、同様の転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、植林するために転用するものです。申
	請農地は６番と同一であり、転用地は無償です。転用目的及び転用計画も６番と同一です。
	この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行
	為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきまし
	ても、該当ありません。以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考え
	ます。なお、この案件については、１１月６日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１３ページに添付してお
	りますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
瀬戸川委員	周辺に影響は出ないと思われます。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
小野貫治委員	片方の申請を許可となれば、当該農地の転用が全面的に許可となるので、もう一方の申請は不要とはならないのですか。
中藤次長	共有名義となっているので、譲受人所有分と譲渡人所有分で４条と５条の申請が必要となります。
議 長	他に発言はありますか。
	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。６番及び議案第３２号３９番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、６番及び議案第３２号３９番については許可とすることに決定しました。

議 長 中藤次長	続いて、「議案第３２号 農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。関連がありますので４０番について事務局から説明をお願いします。 ４０番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、成羽町成羽字岡マへ外２００３外２筆地目は畑面積は３筆で１，４１０㎡です。この農地の農地区分は、第２種農地であり 転用地は１０アール当り３３万９千円です。施設の概要としては、太陽光パネル１６８枚 発電量 49.50Kw です。資金については、自己資金８８１万円です。備考に記載しておりますが、全体計画面積は、既存宅地 650.77 ㎡を含めた 2, 060.77 ㎡です。この案件につきましては、７月の総会で許可とした農地が含まれておりますが、施工に当たって対象とする農地の変更を伴う転用計画の見直しがあり、許可の取り止めがされました。その上で、改めてその変更された計画に基づいて申請がなされております。なお、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当ありません。以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、１１月１日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、１４ページから１５ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 渡邊委員 議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 荒れている様子でしたが、隣接地に影響はないと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。４０番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、４０番については許可とすることに決定しました。 次に４１番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第３２号４１番朗読説明 － ４１番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、中井町津々字ケ市外２４５７－１地目は畑面積は１，２８５㎡です。この農地の農地区分は、第２種農地であり転用地は１０アール当り３７万円です。施設の概要としては、太陽光パネル１８０枚発電量 49.50Kw です。資金については、自己資金９０８万円です。この案件につきましては、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当ありません。以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、１０月３１日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、１６ページから１７ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議長 惣田委員 議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 耕作自体は１０年近くされていませんが、近所の方が草刈りをされています。特に問題ないと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）

議 長	なしとの声がありました。４１番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、４１番については許可とすることに決定しました。 次に４３番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第３２号４３番朗読説明 － ４３番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、事務所及び倉庫を設置するために転用するものです。申請農地は、津川町今津字土井３３４－１地目は田面積は２，４２１㎡です。この農地の農地区分は、第２種農地であり 転用地１０アール当りの価格は８２６万１千円です。施設の概要といたしましては、事務所及び倉庫３８０㎡です。資金については自己資金７０００万円です。１９ページの図面をご覧ください。この案件につきましては、１０月の総会において資材置場と駐車場の設置を許可しておりますが、そこで説明しましたとおり、今回３３４－１を取得して拡張し、事務所及び倉庫を設置して一体的な利用を行うものです。なお、前回と転用者が異なっておりますが、前回転用者の関係者であり、事業の一体性は保たれることは確認しております。許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当ありません。以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、１０月３１日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、１８ページから２０ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
小野昌道委員	申請地は休耕地で事前着工等はありませんでした。近隣地にも影響はないと思われます。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。４３番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、４３番については許可とすることに決定しました。 続きまして、「議案第３３号 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、１番から４番について説明をお願いします。
藤代書記	－ 議案書にもとづいて、１番から４番の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 －
議 長	それでは、１番から４番について発言をお願いします
小西職務代理	１番について、作付内容がぶどうとなっておりますが、存続期間が１年１１ヵ月となっております。何か意図があるのでしょうか。
田村係長	双方で話し合われ、この期間となっております。伺っています。
三村委員	設定人の配偶者が亡くなられ、被設定人に耕作をお願いされている経緯があります。
議 長	他に発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
議 長	なしとの声がありました。１番から４番について採決をとります。１番から４番について、決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

議長

(挙手全員)

挙手全員ですので、1 番から 4 番について決定しました。

以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第 8 回総会を閉会します。

令和 5 年 1 1 月 1 0 日

会 長 土 岐 康 夫

9 番 佐 藤 俊 二

1 0 番 佐々木 祥 夫